

令和 8 年 2 月 2 5 日 開 会

令和 8 年 3 月 1 3 日 閉 会

令 和 8 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

# 令和 8 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 10 号

令和 8 年 第 1 回 小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

- 期 日 令和 8 年 2 月 2 5 日 (水)
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 8 年 2 月 2 5 日 (水曜日) 午前 9 時 3 4 分

閉 会 令和 8 年 3 月 1 3 日 (金曜日) 午後 2 時 2 7 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	2月25日	3月12日	3月13日
1	大下 淳	○	○	○
2	高尾 豊弘	○	○	○
3	河井 修	○	○	○
4	川井 茂	○	○	○
5	羽田 満	○	○	○
6	塩田 洋介	○	○	○
7	高橋 淳	○	○	○
8	中川 光秋	○	○	○
9	三木 卓	○	○	○
10	中松 和彦	○	○	○
11	藤本 傳夫	○	○	○
12	安井 信之	○	○	○
13	鍋谷 真由美	○	○	○
14	谷 康男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	大 江 正 彦	○	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	古 郷 勉	○	○	○
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
参 事 兼 建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○	○	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕 美 子	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	出 水 安 則	○	○	○
こ だ も 教 育 課 長	小 野 努	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○	○	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	弓 木 和 幸	○	○	○

職務のため出席した者の氏名  
 議会事務局長 平野 明子  
 書 記 森上有里子

議事日程  
 別 紙 の と お り

令和8年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月25日（水）午前9時34分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 議案第7号 令和8年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第5 議案第8号 令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第6 議案第9号 令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
- 第7 議案第10号 令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第8 議案第11号 令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
- 第9 議案第12号 令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第10 議案第13号 令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 (町長提出)
- 第11 議案第14号 小豆島公告式条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第15号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第16号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
- 第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第16 発議第1号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について (議員提出)
- 第17 発議第2号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について (議員提出)

令和8年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月12日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問 5名

令和8年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月13日（金）午後1時28分 開議

- 第1 議案第7号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第8号～13号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第7号～13号に対する討論及び採決
- 第4 議案第17号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号） （町長提出）
- 第5 議案第18号 令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第2号） （町長提出）
- 第6 議案第19号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算  
（第4号） （町長提出）
- 第7 議案第20号 小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に  
関する条例の一部を改正する条例について （町長提出）
- 第8 議案第21号 馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請  
負契約の変更について （町長提出）
- 第9 議案第22号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について （町長提出）
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について （各常任委員長提出）
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について （議会運営委員長提出）
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について （各特別委員長提出）

令和8年2月25日開会

令和8年3月13日閉会

令和8年

第1回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

令和8年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、令和8年度における町行政の基本であります町長の施政方針をはじめ、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、体調管理に努め、十分ご審議いただきますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月18日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議会事務局長（平野明子君） ここで、開会に先立ちまして、去る2月16日に開催されました香川県町村議会議長会第77回総会におきまして、全国町村議会議長会表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

伝達は大下副議長から行っていただきます。

受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、谷康男様。

○副議長（大下 淳君） それでは、表彰伝達を行います。

表彰状

香川県小豆島町 谷康男殿

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和8年2月6日

全国町村議会議長会会長 中本正廣

（拍 手）

○議会事務局長（平野明子君） おめでとうございました。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（谷 康男君） それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 改めましておはようございます。

本日、令和8年第1回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、条例案件2件、その他案件3件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の令和8年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月3日以降2月17日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告2件並びに町長からの専決処分報告2件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、9番三木卓議員、10番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月13日までの17日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては、3月6日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月13日ま

での17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、町長施政方針を議題といたします。

町長から令和8年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（大江正彦君） 令和8年第1回小豆島町議会定例会の開会に際し、令和8年度当初予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営についての所信と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

[以下別紙のとおり省略]

○議長（谷 康男君） ただいま町長から令和8年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（谷 康男君） 再開します。

~~~~~

日程第 4 議案第 7号 令和8年度小豆島町一般会計予算

日程第 5 議案第 8号 令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第 9号 令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 7 議案第10号 令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第 8 議案第11号 令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第 9 議案第12号 令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第10 議案第13号 令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算から日程第10、議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは相関する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の令和8年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付しております。新年度一般会計予算につきましては、歳入

歳出総額は136億6,900万円となっております。予算の内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号から議案第12号で提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計17億8,231万3千円、後期高齢者医療事業特別会計4億1,433万4千円、介護保険事業特別会計21億8,248万5千円、介護サービス事業特別会計6,937万6千円、介護予防支援事業特別会計720万2千円となっております。また、議案第13号で提案しております介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、事業収益5億766万円、事業費用5億4,104万8千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算についてご説明させていただきます。

別冊の令和8年度当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億6,900万円と定めるものでございます。対前年度7億4,200万円、率にして5.7%の増でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でありまして、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきまして、事項、期間、限度額を表のとおり定めるものでございます。これまでの指定管理と同様に、健康生きがい中核施設から小豆島ふるさと村までの各公共施設につきまして、令和9年度から令和12年度までの指定管理料の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

その下の第3表は、地方債の規定でありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして、記載のとおり定めるものでございます。詳細につきましては、連合審査会においてご審議いただくかと存じますので、説明は割愛させていただきます。なお、借入限度額の合計は29億4,380万円、対前年度4億510万円、16.0%の増でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

第4条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借入れの最高額を対前年度5億円増の10億円と定めるものでございます。これは、内海小学校整備事業等の資金繰りを確保するための増額措置でございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができることとしております。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、大江町長が掲げる次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりに向けて、町が抱えている課題を先送りすることなく、なくすべきはなくし、変えるべきは変え、挑戦すべきは果敢に挑戦するという基本方針に基づき、大変厳しい財政状況下ではありますが、大胆かつ積極的に編成させていただきました。なお、詳細につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされると存じますので、本日は予算書に併せて配付しております資料により、前年度に比べ増減の大きな科目について簡単にご説明させていただきます。

それではまず、歳入予算でございますが、資料の2ページの資料2、令和8年度一般会計歳入予算総括表をご覧ください。

1款町税は15億4,936万3千円、対前年度4,903万7千円、3.3%の増となっております。これは、町民税個人分が給料、賃金等の上昇等により4,075万1千円の増、町たばこ税が税率改正等により915万4千円の増を見込んだことが主な要因でございます。

次に、ページの真ん中になります、11款地方交付税は40億7千万円、対前年度4千万円、1.0%の増を見込んでおります。このうち、普通交付税につきましては35億5千万円、対前年度同額を見込んでおります。これは、国の地方財政計画における交付税出口ベースが6.5%の増となった一方で、令和7年国勢調査による人口が、令和2年に比べ、少なくとも1,300人以上の減となる見込みであり、現在のところ交付額推計が極めて困難な状況にあることから、同額計上したものでございます。また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊、地域活性化起業人に係る措置額等が増となることを勘案し、対前年度4千万円増の5億2千万円を計上しております。

次に、3行飛ばしまして、15款国庫支出金は20億8,837万3千円、対前年度6億6,096万4千円、46.3%の増となっております。これは、内海小学校整備事業に係る施設整備負担金が3億9,564万6千円の増、同じく学校施設環境改善交付金が1億9,887万2千円の増、統合小学校通学路整備をはじめとする道路橋梁費補助金が1億6,547万9千円の増になった一方で、行政システムの標準化事業に係るデジタル基盤改革支援補助金がマイナス2億1,287万2千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、2行飛ばしまして、18款寄付金は5億171万2千円、対前年度マイナス4億

9,999万9千円、マイナス49.9%の大幅な減となっております。これは、ふるさと納税寄付金において、国の制度改正により、返礼品等を含めた費用の割合を段階的に引き下げる必要があり、結果としてふるさと納税の魅力が薄まっていくことが全国的に予想されていることから、5億円減の5億円で見込んだことが主な要因でございます。

次に、3行飛ばしまして、22款町債は29億4,380万円、対前年度4億510万円、16.0%の増となっております。これは、内海小学校に係る過疎対策事業債が14億2,320万円の増となった一方で、防災行政無線整備に係る緊急防災・減災事業債がマイナス6億5,800万円の皆減、小高西線改良事業に係る過疎対策事業債がマイナス1億円の減、池田小学校体育館空調設備整備に係る過疎対策事業債がマイナス9,310万円の皆減となったことが主な要因でございます。なお、内海小学校整備事業をはじめ大型事業の財源を確保するため、町債の新規発行額は30億円に迫る額となっており、令和8年度末の町債残高は約143億7千万円となる見込みでございます。このため、将来の償還財源を確保するため、令和7年度の歳計剰余金につきましても、昨年度に引き続き減債基金へ積み立てたいと考えてございます。歳入は以上であります。

引き続き、性質別歳出の主な増減についてご説明させていただきます。

13ページの資料4、令和8年度一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

まず、1行目の人件費であります。

予算額は22億247万円、対前年度9,802万2千円、4.7%の増となっております。これは、給与改定等の影響により、正規職員人件費が対前年度6,762万7千円の増となることに加えまして、地域おこし協力隊員の3名増員によりまして、地域おこし全体で対前年度1,863万5千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、2行目の物件費であります。予算額は16億1,124万6千円、対前年度マイナス1億7,179万6千円、マイナス9.6%の減となっております。これは、行政システムの標準化対応に係る電算システムの改修委託料等がマイナス2億1,287万3千円の減となることに加え、ふるさと納税寄付金を5億円減と計上したことから、ポータルサイト等の手数料が対前年度マイナス9,182万7千円の減となったことが主な要因であります。一方、行政システムの標準化に係るランニングコストが対前年度7,944万8千円増の1億4,433万4千円となっており、経常経費の増嵩によって、財政の硬直化が進んでおります。また、第2期GIGAスクール構想を推進するため、学習用タブレットの購入費等を5,806万9千円、内海小学校開校に向けて、備品購入費を3,700万円こちらで計上してございます。

次に、上から4行目から7行目の普通建設事業費であります。まず、補助事業の予算額

は25億3,925万1千円、対前年度15億526万円、145.6%の大幅増となっております。これは、内海小学校整備事業が対前年度12億1,951万8千円の増、橋梁長寿命化事業が1億85万2千円の増、池田港再整備に向けたモビリティーステーション等の整備事業が1億288万円の増となったことが主な要因でございます。

次に、単独事業の予算額は19億9,792万5千円、対前年度マイナス2億3,304万円、マイナス10.4%の減となっております。こちらは、防災行政無線の更新事業がマイナス6億5,805万円の減、小高西線の道路改良事業がマイナス1億円の減、障害者グループホーム建設補助がマイナス6,003万8千円の減となった一方で、内海小学校の単独整備事業費が7億9,832万5千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、県営事業の予算額は令和7年度の事業費を参考に概算にて計上しており、以上のことから、普通建設事業全体の予算額は7行目に記載のとおり46億107万6千円、対前年度12億4,195万1千円、37.0%の大幅な増となっております。

次に、1行飛ばしまして、扶助費につきましては、予算額は10億4,036万3千円、対前年度6,177万5千円、6.3%の増となっております。これは、障害者自立支援給付費が2,999万2千円の増となったことに加え、保育料と幼・保の給食費無償化開始により、私立認定こども園等の保育料減免負担金が1,330万9千円の増、私立認定こども園給食費減免負担金が531万2千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、補助費等につきましては、予算額は17億1,392万9千円、対前年度マイナス1億6,366万4千円、マイナス8.7%の減となっております。こちらは、先ほども申し上げましたが、ふるさと納税寄付金の当初予算を5億円減の5億円で見込んだことにより、返礼品等の予算がマイナス1億4千万円の減となったことに加え、小豆島中央病院の医療機器等整備負担金がマイナス3,672万9千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、1行飛ばしまして、投資及び出資金につきましては、予算額は0円、対前年度マイナス6,300万円の皆減となっております。こちらは、香川県広域水道企業団への出資を見送ったことが要因でございます。水道企業団の会計につきましては、令和9年度まで旧事業体ごとに区分経理を行うこととなっており、令和10年度の会計統合時に料金収入の50%を超える額を内部留保資金として確保しておく必要がございます。現在の収支見通しでは、町の出資がなくても50%を超える額を確保できる可能性が高く、仮に下回った場合においても、令和10年度に精算負担ができる仕組みとなったことから、他自治体との均衡を考慮し、出資を見送ったものでございます。

次に、積立金につきましては、予算額は3億1,715万1千円、対前年度マイナス2億

3,855万1千円、マイナス42.9%の大幅な減となっております。こちらは、繰り返しになりますが、ふるさと納税寄付金の減額見込みによるふるさとづくり基金への積立金が対前年度マイナス2億6,817万3千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、公債費につきましては、予算額は11億2,672万1千円、対前年度マイナス1,563万8千円、マイナス1.4%の減となっております。これは、内海病院の元金償還がマイナス6,789万1千円の減となったことに加え、昨今の金利急騰により、令和7年度発行予定の町債の金利見通しが現時点では困難であり、借入れ金額と金利が確定した後、補正予算にて対応させていただきたいと考えており、現時点では5千万円程度が補正予算として必要と考えてございます。

以上が性質別分類による主な増減で、一般会計の歳出合計は136億6,900万円、対前年度7億4,200万円、5.7%の増となっております。以上、簡単ではございますが、議案第7号の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第5、議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の8ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,231万3千円と定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができると規定するものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書により説明をさせていただきます。

初めに、188、189ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大により、被保険者数の減少が見込まれることから、前年度と比較し、312万円減の2億3,192万円を計上しております。このうち、4 節子ども・子育て支援納付金分、現年課税分につきましては、児童手当など国による子育て支援策の財源として、令和8年度から国保税に含めて納付いただくものでございます。

1 つ飛びまして、3 款国庫支出金は、子ども・子育て支援制度創設に係る標準システム等の改修費用補助金として432万3千円を計上しております。

次の4 款県支出金につきましては、特定健診、特定保健指導に係る負担金と保険給付費や保健事業等に対して交付される補助金で、保険給付費の減額が見込まれることから、前年度から1,465万5千円減の13億4,475万2千円を計上しております。

次の190、191ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金につきましては、全て法定繰入れとなっております。一般会計で受け入れました国、県の保険基盤安定負担金に町負担分を加えた額と、国保運営に係る人件費や事務経費等を繰り入れておまして、前年度から1,269万2千円減の1億5,618万5千円を計上しております。

2 項1 目財政調整基金繰入金につきましては、国保税収入の減などにより、財源不足が見込まれることから、前年度から511万9千円増の4,256万3千円を計上しております。

そのほかの項目につきましては、例年と大きな変動はございません。

続きまして、194、195ページ、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費につきましては、国保事業の管理的経費と賦課徴収費、また運営協議会に係る経費で、制度改正による標準システムの改修費用などにより、前年度から1,048万9千円増の2,658万5千円を計上しております。

次の2 款保険給付費は、前年度から3,302万5千円減の13億1,015万7千円を計上しております。歳入でもご説明いたしましたとおり、被保険者数の減少に伴いまして、保険給付費についても減となっております。

続きまして、196、197ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、国保の財政運営を担う香川県に対して医療給付費等の費用を納めるもので、子ども・子育て支援納付金の創設により、前年度から729万9千円増の3億7,298万6千円を計上しております。

次の198、199ページをお願いいたします。

4款保健事業費は、医療費適正化事業や健康づくり事業、特定健康診査等の実施に係る経費で、令和7年度まで国保会計で計上しておりました保健師1名分の人件費を一般会計で計上したことなどにより、前年度から613万2千円減の5,914万5千円を計上しております。

少し飛びまして、202、203ページをお願いいたします。

7款諸支出金、3項繰出金につきましては、小豆島中央病院で実施しております在宅医療等に対して交付された県補助金を繰り出すもので、687万6千円を計上しております。

そのほかの項目につきましては、例年と大きな変動はございません。以上、歳入歳出それぞれ前年度から1,961万8千円減の17億8,231万3千円を計上しております。以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第6、議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の11ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,433万4千円と定めようとするものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

初めに、210、211ページ、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度から3,112万1千円増の2億9,757万6千円を計上しております。これは、保険料率の改定及び被保険者数の増加、また子ども・子育て支援金の創設によるものでございます。

1つ飛びまして、3款国庫支出金は、子ども・子育て支援金に係るシステム改修費補助金として106万2千円を計上しております。

次の4款繰入金につきましては、保険料徴収など事務経費の町負担分や、低所得者保険料軽減の県、町負担分として、前年度から1,658万3千円増の1億1,514万5千円を計上しております。

そのほかの項目については、例年と大きな変動はございません。

次に、214、215ページ、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、被保険者の資格管理及び保険料徴収に係る経費で、1,265万9千円を計上しております。

次の2款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療制度の財政運営を担う香川県後期高齢者医療広域連合に対して、保険料と共通経費繰入金、保険基盤安定繰入金を納めるものでございます。歳入でもご説明しましたとおり、保険料収入やシステム改修などによる共通経費の増により、前年度から4,125万7千円増の4億107万5千円を計上しております。

次の3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度と同額となっております。以上、歳入歳出それぞれ前年度から4,876万6千円増の4億1,433万4千円を計上しております。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第7、議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の14ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ

21億8,248万5千円と定めるものでございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

予算説明書の221ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でございます。基準月額を5,760円とし、所得水準に応じて13段階の設定で算出しております。

2款使用料及び手数料は、納付証明等手数料及び督促手数料を計上しております。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び223ページの5款県支出金につきましては、保険給付や地域支援事業の実施に必要となる費用に対して、規定の負担割合に応じた額をそれぞれ計上しております。

次の6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子収入でございます。

7款繰入金は、保険給付や地域支援事業に係る一般会計からの繰入金と介護保険事業の財源調整を図る介護給付費準備基金繰入金でございます。

8款繰越金から225ページの9款諸収入、2項2目返納金までは名目予算となっております。

3目の雑入につきましては、配食サービスや運動教室などの利用者負担金となり、それぞれ利用実績に基づき計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

227ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料の賦課徴収、介護認定、介護保険事業計画策定などに係る経費としまして、前年度より555万8千円増の4,126万8千円を計上しております。

次に、229ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、直近の介護サービスの給付実績等を勘案し、予算額は前年度より4,620万円増の20億3,014万円としております。

次に、233ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費です。高齢者の健康づくりや介護予防、生活支援、認知症施策等に係る事業費、また地域包括支援センターの運営費としまして、前年度より126万3千円増の1億1,007万5千円を計上しております。

次に、239ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は名目予算となっております。

5 款諸支出金及び6 款予備費につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しております。

予算全体では歳入歳出ともに前年度から5,302万千円の増となっております。以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第8、議案第11号令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（出水安則君） 議案第11号令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の17ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,937万6千円と定めるものでございます。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業の実施に係る会計となっております。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

247、248ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。対前年度256万6千円の増、6,179万7千円を見込んでおります。

2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者への訪問介護のサービス収入で、対前年度38万5千円の増の107万5千円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担分で、143万4千円を見込んで

でおります。

2 款使用料及び手数料は、要介護認定調査に係る手数料で、名目の千円を計上しております。

3 款財産収入は、財政調整基金利子でございます。

4 款寄付金は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金4万3千円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は、収支不足額59万5千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金として千円を計上いたしております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、423万6千円を見込んでおります。

2 項雑入は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

251、252ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、ケアプランの作成業務でございます。対前年度82万4千円減の4,175万2千円を計上いたしております。

2 項訪問介護サービス事業費は、対前年度190万6千円増の2,743万4千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は、前年度と比較して125万8千円増の6,937万6千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和8年度小豆島町介

護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第9、議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の20ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ720万2千円と定めるものでございます。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

予算説明書の261ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款サービス収入は、要支援者のケアプラン作成料でございます。

2款財産収入は、介護予防支援事業財政調整基金の利子収入を計上しております。

3款寄付金及び4款繰入金のうち、1項1目一般会計繰入金は名目予算となります。

次の2項1目財政調整基金繰入金につきましては、電算システム更新に係る費用に充てるため、介護予防支援事業財政調整基金を取り崩すこととしております。

5款繰越金及び6款諸収入につきましては名目予算となります。

次に、263ページの歳出についてご説明いたします。

1款サービス事業費は、要支援認定者を対象とした介護予防支援に携わる職員の人件費と事務費、また電算システムの更新費用等を計上しております。

予算全体では、歳入歳出ともに前年度から91万5千円の増となっております。以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第10、議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（出水安則君） 議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊令和8年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所が4人でございます。(2)年間の利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が9,811人、通所が5,490人、介護老人福祉施設入所が2万1,462人、短期入所が1,168人を予定しております。(3)1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.9人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.8人、短期入所が3.2人を予定しております。(4)主要な建設改良費は、設備整備費1千万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は5億766万円を予定いたしております。内訳は、第1項施設運営事業収益は4億8,371万5千円、第2項施設運営事業外収益は2,394万4千円を予定しております。第3項特別利益は名目千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は5億4,104万8千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は5億3,974万7千円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は880万2千円で、第1項負担金が880万円、第2項補助金、第3項固定資産売却代金、それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費1千万円を計上いたしております。資本的収入額、資本的支出額に対して不足する額119万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を許すべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、(1)職員給

与費 4 億 3,114 万 5 千円と(2)交際費 15 万円を定めるものでございます。

第 8 条は、棚卸資産の購入限度額を 450 万円と定めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号令和 8 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 14 号 小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 11、議案第 14 号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第 14 号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、池田公民館中山分館の廃止に伴い、同館に設置の掲示場も併せて廃止するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第 14 号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集 2 ページをお願いいたします。

本案は、池田公民館中山分館が分館としての用途を廃止したことに伴い、同館に設置しております掲示場についても併せて廃止するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

掲示場の名称と位置を規定しております別表につきまして、名称欄の小豆島町立池田公民館中山分館掲示場及びその位置であります小豆島町中山 1585 番地 1 を削除するものでござ

ざいます。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第15号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第15号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第15号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、中山体育館の用途廃止に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 議案第15号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開きください。

中山体育館につきましては、昭和56年に建設され、約44年が経過しております。これまで、中山幼稚園が閉園後に町民体育館として利用してきましたが、以前から雨漏りなどの老朽化が進んでおり、令和3年度の社会体育施設等のあり方検討会において廃止の方針と

なりました。その後、雨漏りをしていない区画は中山農村歌舞伎用具の一時保管場所として使用していましたが、地元中山自治会と協議の結果、体育館を解体撤去することとなりました。そのため、先ほど町長から提案理由の説明にもありましたように、中山体育館の用途廃止に伴い、第2条の中山体育館に関する名称及び位置、また別表の中山体育館に関する区分、単位及び使用料を削除するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第16号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第16号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第16号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第16号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては旧村単位または字単位で19辺地に区分しております。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、池田、中山、二生、三都、草壁、苗羽、福田の7つの辺地の計画を変更するものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

池田辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画の1行目になりますが、中山間地域総合整備事業の事業費変更でございます。本事業につきましては、池田地区畑かん施設の更新等に向けて、パイプライン更新工事を中心に県営事業として取り組んでおりますが、令和5年度から令和8年度までの事業費、財源内訳が変更となる見込みで、辺地対策事業債の予定額が4,870万円に増額となることから、計画変更をお願いするものでございます。

次に、4行目の城山会館環境改善事業につきましては、事業が完了し、県補助金と辺地対策事業債の起債額が確定したことから、精算見込額に応じて微調整を行ったものでございます。

次に、5行目の上地大池線改良事業につきましては、町道上地大池線の改良に当たり、物件保証等によりまして大きな予算が必要となることから、国庫支出金と辺地対策事業債を活用するため新規計上したものであり、事業費5,859万8千円に対し、辺地対策事業債の予定額を1,950万円にするものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

中山辺地の計画変更でございます。先ほど池田辺地で説明しました中山間地域総合整備事業、また草壁辺地に一括計上しております橋梁長寿命化事業につきまして変更を加えるもので、ここでは奥中山線の昌永橋補修工事を実施するものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

二生辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画の3行目に記載しております地域消防力強化事業につきましては、室生分団の小型動力ポンプが老朽化していることから更新事業費を追加したもので、令和7年度に整備した二面分団積載車購入に併せて

事業費を1,324万円に増額し、辺地対策事業債の予定額を1,320万円にするものでございます。

次に、4行目のスクールバス整備事業につきましては、内海小学校の開校に伴い、スクールバスの配備を再編するに当たり、中学校通学用のスクールバスが不足することから追加計上したもので、事業費426万5千円に対し、辺地対策事業債の予定額を220万円にするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

三都辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画の2行目に記載しております、地域消防力強化事業につきましては、これまで計画しておりました三都分団の小型動力ポンプ更新事業に加え、消防積載車を更新するに当たり、事業費を1,291万4千円に増額し、辺地対策事業債の予定額を1,100万円にするものでございます。

次に、3行目の橋梁長寿命化事業につきましては、全体の事業費と辺地対策事業債の予定額を草壁辺地に一括計上しておりますが、ここでは神浦地区にあります町道神浦線富士橋の補修に向けた事業を予定してございます。

次に、25ページをお開き願います。

草壁辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画の1行目に記載しております、安田片城草壁線改良事業につきましては、令和7年度の国庫補助金の交付決定額が予定より下回ったことから、その財源を確保するため、辺地対策事業債の予定額を1億1,790万円に増額するものでございます。

次に、3行目になります橋梁長寿命化事業につきましては、先ほど中山、三都辺地で説明した橋梁に加え、町道片城小坪線の小坪東川橋、福田地区にあります町道上庄3号線の浄願寺橋、苗羽中道線の向条川3号橋、芦ノ浦西線の芦ノ浦川1号橋、常光寺北2号線の中筋川5号橋の補修に向けた工事費と測量設計費を計上したものでございます。全体の事業費は1億4,038万4千円を予定しており、辺地対策事業債の予定額を4,680万円にするものでございます。

次に、4行目の内海地区交通安全対策事業につきましては、内海小学校の通学路の安全性を高めるため、町道改良に向けて、安田片城草壁線、小高西線、小坪線、片城中央線等の整備事業費を新たに一括計上いたしております。全体事業費は2億2,660万円を予定しており、辺地対策事業債の予定額を7,570万円にするものでございます。

次に、5行目の町営バス整備事業につきましては、寒霞溪へのアクセス確保と地域住民の利便性向上のため、令和8年度から自家用有償旅客運送制度を活用した町営バスを運行

する予定であり、これまで利用していたマイクロバスの老朽化が著しく、利用者と運転手の安全確保の観点から、ノンステップバスを1台購入するもので、事業費は3,450万円を予定しており、辺地対策事業債の予定額を1,480万円にするものでございます。

次に、28ページをお開き願います。

苗羽辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画のうち2行目になります。橋梁長寿命化事業につきましては、先ほど草壁辺地の計画変更で申し上げたとおり、苗羽中道線の向条川3号橋、芦ノ浦西線の芦ノ浦川1号橋、常光寺北2号線の中筋川5号橋の補修に向けた工事費と測量設計費をここで計上してございます。

次に、30ページをお開き願います。

福田辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画のうち2行目になります。橋梁長寿命化事業につきましては、先ほど草壁辺地でご説明したとおり、町道上庄3号線の浄願寺橋の補修工事を実施するものであります。

次に、3行目の福田公民館機能高度化事業につきましては、手狭となっている福田公民館の駐車場を拡大し、利便性向上を図る観点から実施するもので、事業費は850万9千円を予定しており、辺地対策事業債の予定額を850万円にするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第16号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、諮問第1号及び日程第15、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

令和8年6月30日をもって人権擁護委員の八木さゆみ氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第2号につきましても同様に、令和8年6月30日をもって人権擁護委員の中山知子氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 上程議案集の32ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の八木さゆみ氏におきましては、令和8年6月30日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

八木氏の略歴につきましては、議案集33ページに記載のとおりでございますが、平成29年7月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度のご就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第15、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。  
住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 上程議案集の34ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の中山知子氏におきましては、令和8年6月30日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

中山氏の略歴につきましては、議案集35ページに記載のとおりでございますが、平成29年4月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度のご就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第16 発議第1号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。11番藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 議会審議案件集の11ページをお開きください。

発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。令和8年2月25日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員安井信之、同じく小豆島町議会議員三木卓。

提案理由として、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、13ページの新旧対照表の第128条では、議会等が行う通知はオンラインで行うことができること、15ページの第129条では、議会等が作成、保存する文書などについては電磁的記録により行うことができる旨を新設しています。その他の改正については、オンライン手続を可能とした際の所要の改正並びに字句の修正などです。

附則として、公布の日から施行することになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 発議第2号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 議会審議案件集の18ページをお開きください。

発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。令和8年2月25日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員安井信之、同じく小豆島町議会議員三木卓。

提案理由として、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものです。

主な改正内容ですが、19ページの新旧対照表、第13条の2において、開会の特例を新たに新設するもので、大規模災害、感染症の蔓延、育児、介護などにより参集することが困難である場合、オンラインによる方法で委員会を開会することができ、開会方法、その他必要な事項は議長が定めることとなっています。その他の改正については、通知記録などについて、オンラインによる方法などで行うことができるとし、字句等の修正を行うものです。

附則として、公布の日から施行することとなっております。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月13日の本会議第3日目をお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月12日9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時54分